

北電原第22号
令和4年4月22日

原子力規制委員会 原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

北海道電力株式会社
執行役員 原子力事業統括部
原子力部長 牧野 武史

泊発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（連絡）

弊社から令和3年10月22日付け北電原第123号にて届け出ました「泊発電所原子力事業者防災業務計画」につきましては、国土交通省の組織改編に伴い修正が発生したため、令和4年4月1日以降見直しが必要となりました。

つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」に基づく軽易な変更扱いとして、次回修正までの期間、添付のとおり読み替えることにより運用いたしますので、ご連絡申し上げます。

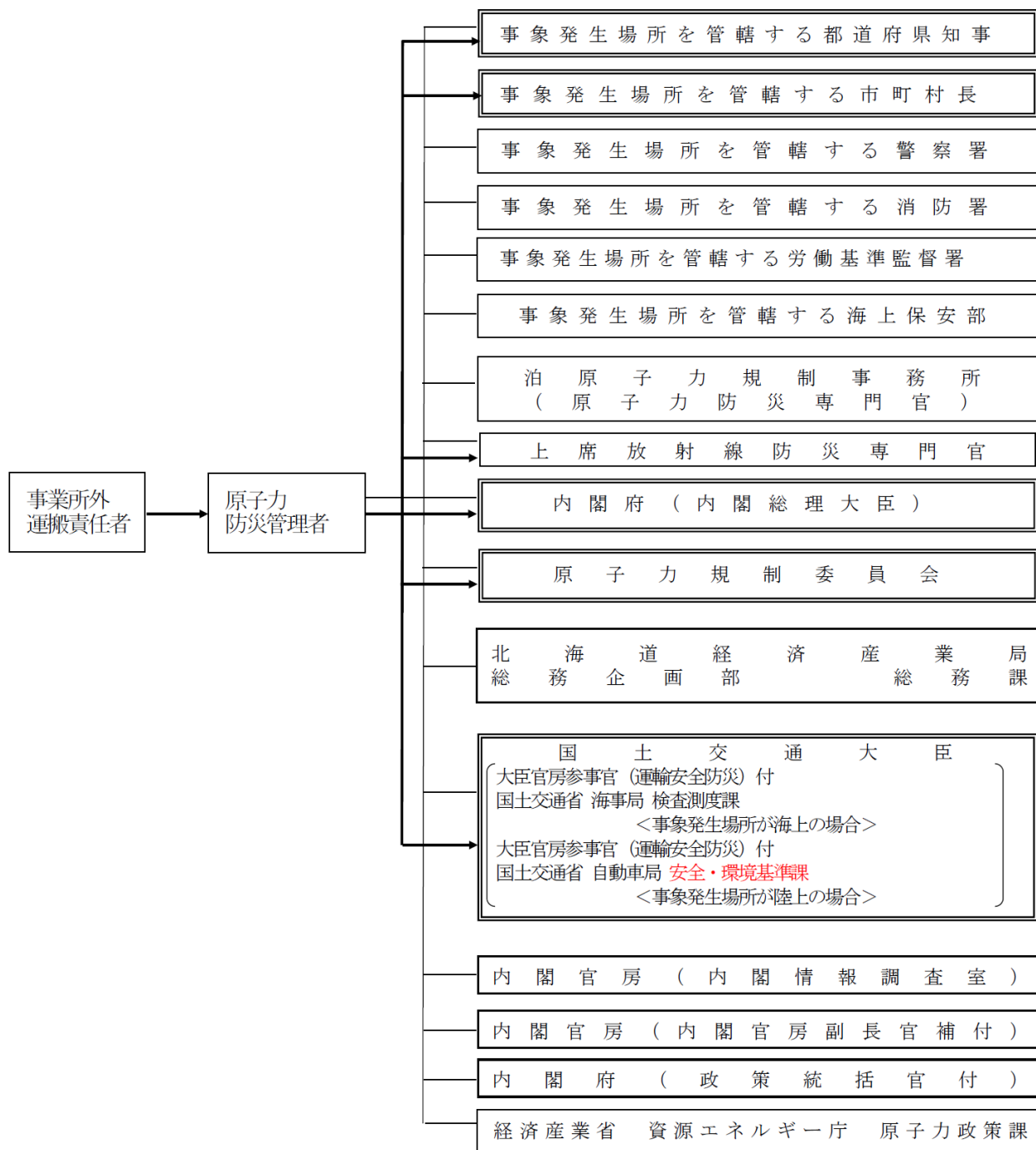
以上

添付資料

泊発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

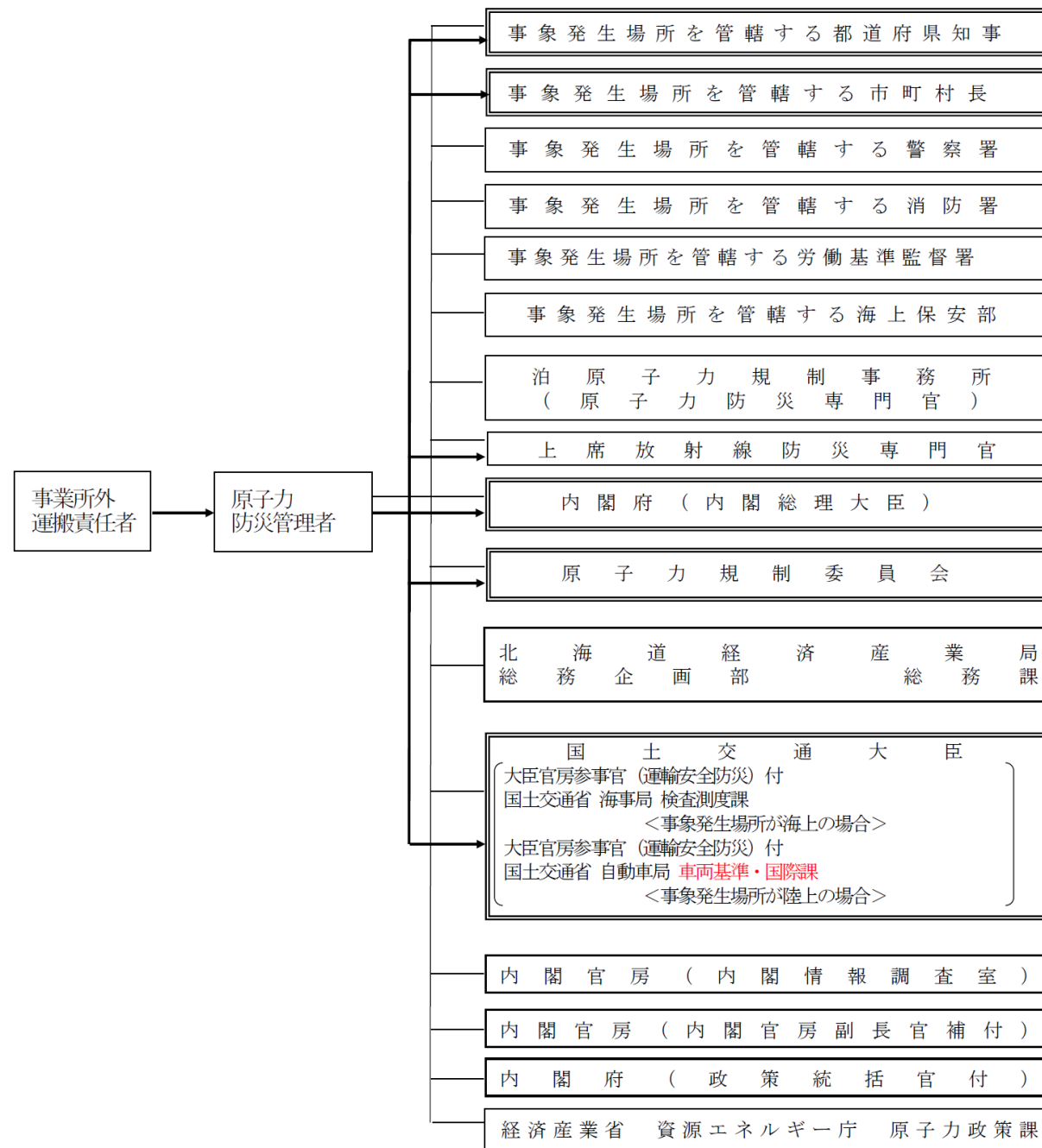
泊発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表 (1/2)

別図2-1-4(2) 原災法第10条第1項に基づく通報経路
(事業所外運搬での事象発生時の通報経路)



 : 原災法第10条第1項に基づく通報先
 — : 一斉FAX
 → : 電話によるFAX着信確認

別図2-1-4(2) 原災法第10条第1項に基づく通報経路
(事業所外運搬での事象発生時の通報経路)

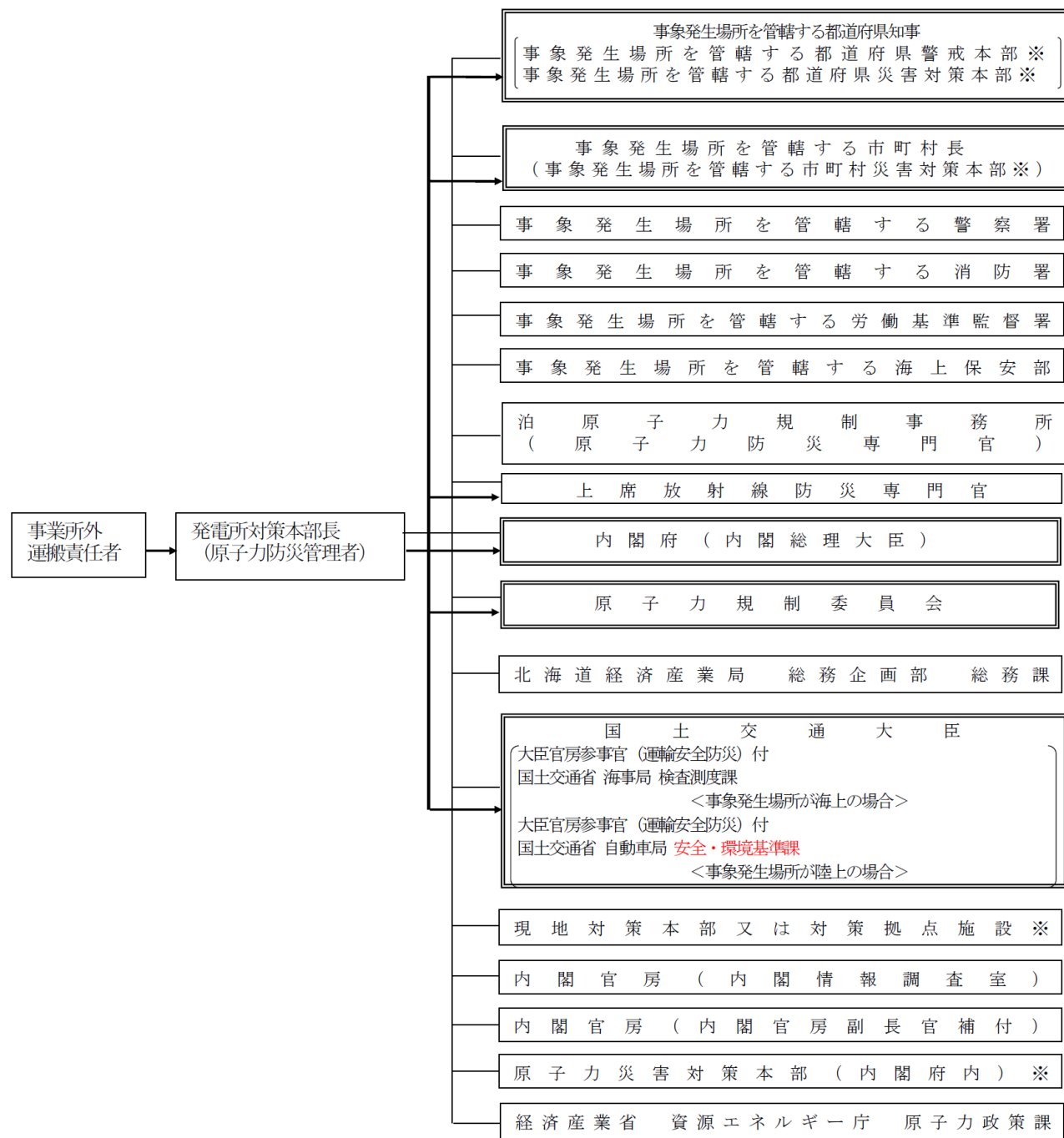


 : 原災法第10条第1項に基づく通報先
 — : 一斉FAX
 → : 電話によるFAX着信確認

国土交通省の組織
改編に伴う修正

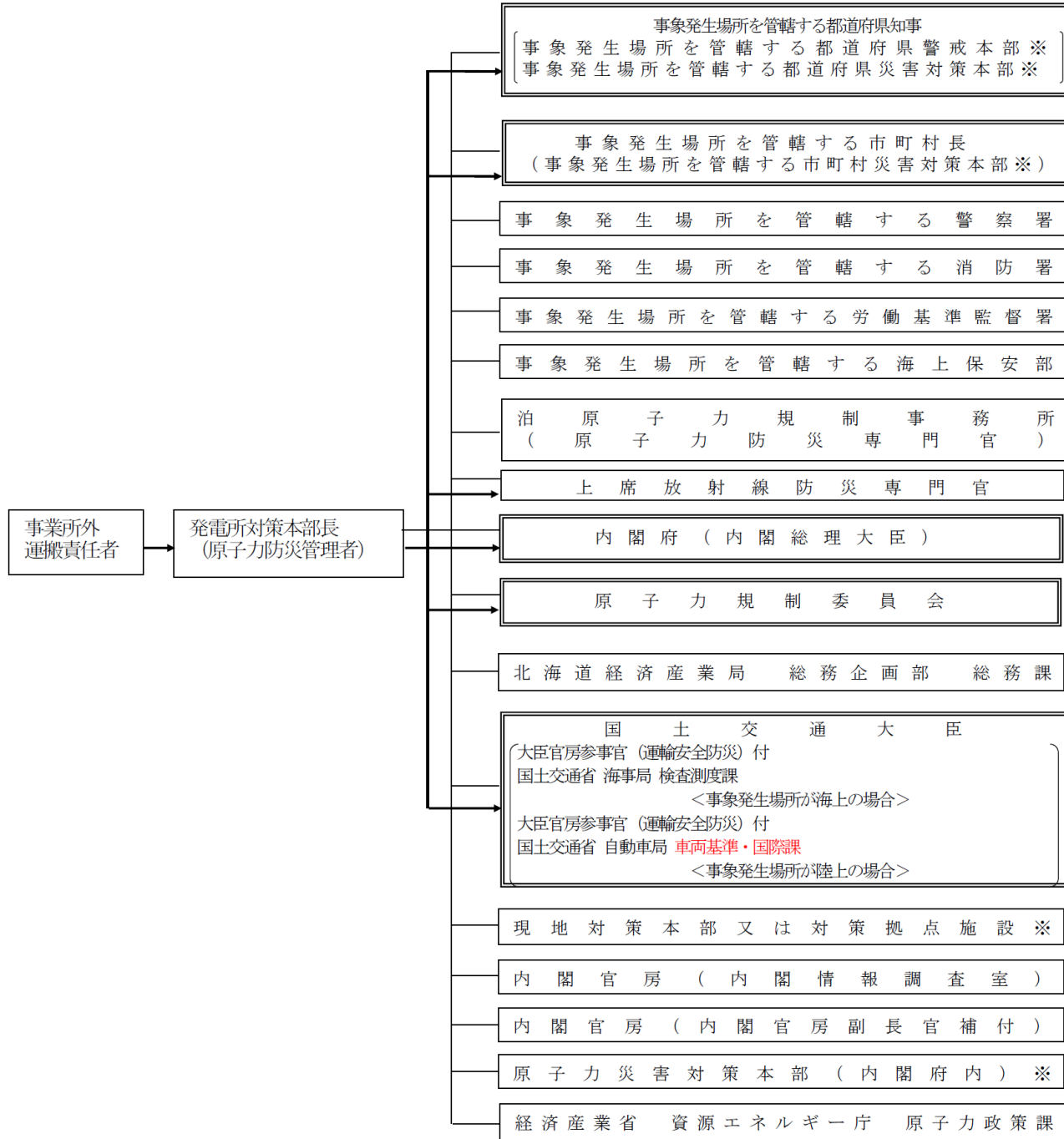
泊発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表 (2/2)

別図2-1-5(2) 原災法第25条第2項に基づく報告経路
(事業所外運搬での応急措置の報告経路)



 : 原災法第25条第2項に基づく報告先
 — : 一斉FAX
 → : 電話によるFAX着信確認
 ※ : 該当本部が設置されている場合の報告経路

別図2-1-5(2) 原災法第25条第2項に基づく報告経路
(事業所外運搬での応急措置の報告経路)



 : 原災法第25条第2項に基づく報告先
 — : 一斉FAX
 → : 電話によるFAX着信確認
 ※ : 該当本部が設置されている場合の報告経路

国土交通省の組織
改編に伴う修正